

豊中市子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要項

1. 目的

豊中市では、18歳未満の子どもがいる家庭を対象に、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止するため家事・育児における必要な支援を行う事業（豊中市子育て世帯訪問支援事業）を実施します。つきましては、本事業実施要綱第3条第2項に基づき、事業を委託する事業者を追加募集するものです。

2. 委託業務の内容等

(1) 委託業務名称

豊中市子育て世帯訪問支援事業委託業務

(2) 業務の概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行います。

(3) 業務の仕様

別紙「豊中市子育て世帯訪問支援事業委託契約書仕様書」のとおり

(4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで（令和8年度末まで）

3. 事業者の応募資格

次の要件をすべて満たす事業者(個人は除く)とします。

(1) 次のいずれかに該当すること。

①介護保険法に基づく訪問介護または訪問看護の指定を受けている事業所

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

③児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所

(2) 上記事業所での事業開始から3年以上の実績があり、本市内でのサービス提供実績を有する事業所。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 会社法の試行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第255号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。但し、同法第33条第1項の再生手

続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。（以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。但し、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置をうけていないこと。

(10) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

②暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(11) 市区町村税（本店所在地及び本市分（支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。））の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4. 契約までの流れ

本市が応募書類の内容や面談等により確認を行い、本業務の遂行に問題ない事業者であると判断した場合、その全ての事業者と本市で委託契約を締結します。

5. 応募書類、提出方法等

(1) 応募方法

① 応募申込書（様式第 1 号）を 9 月 7 日(月) 17 時 (必着) までに提出してください。

【部数】1 部 【方法】持参、書留郵送、メール

② 応募書類一式（様式第 2～4 号等）を 9 月 17 日(木) 17 時 (必着) までに提出してください。

【部数】原本 1 部、副本 1 部 【方法】持参、書留郵送（副本はメール可）

(2) 提出書類

書 類	様式
応募申込書	様式第 1 号
誓約書（募集要項の要件を満たし、提出書類に相違ないことの誓約）	様式第 2 号
事業者概要	様式第 3 号
事業実施体制（管理責任者、訪問支援員、相談指導・苦情相談の体制など）	様式第 4 号
仕様書 10 - (2)に定める対応マニュアル （支援実施中の事故に対する必要な措置及び実施方法のマニュアル）	（任意様式）
定款、寄付行為又はこれに類する書類	（任意様式）

(3) 書類提出先・問い合わせ先

〒560-0023

豊中市岡上の町 2 丁目 1 番 8 号とよなかハートパレット 2 階

豊中市こども未来部 こども支援課 支援企画係（担当：後藤・松下）

電話 06(6852)5422

E-mail kosoukikaku@city.toyonaka.osaka.jp

6. 事業開始までのスケジュール

時期	内 容
8/17～	事業者の募集（市ホームページ掲載）
8/17～9/7	応募申込書（様式第 1 号）の提出 【9/7 〆切】
8/17～9/17	応募に必要な書類（様式第 2～4 号等）の提出 【9/17 〆切】
9 月上旬～9 月下旬	随時、事業者への面談（事業所訪問・ヒアリング等）
随時～10 月上旬頃	随時、契約締結
10 月中旬頃	事業者（訪問支援員等）への研修会
10 月下旬頃	委託開始

※ 事業者（訪問支援員等）への研修会は、本事業に従事する者すべてが出席してください。
但し、出席できない者については受託事業者が責任をもって伝達研修を行ってください。

7. 応募にかかる経費負担等について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 応募に要する費用（応募書類の作成等）は、すべて事業者の負担とします。
また応募に係る経費及び準備に要した費用等の損害賠償には一切応じません。